別表一付表　記載要領

1　この表は、通算法人が確定申告若しくは仮決算による中間申告又はこれらの申告に係る修正申告をする場合（当該課税事業年度が当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度終了の日に終了する課税事業年度である場合に限る。）に記載すること。

2　「基礎控除額　500万円×12/12×(1)/(3)　(4)」及び「基礎控除残額　(500万円×12/12−(3))×(5)/(7)（マイナスの場合は０）　(8)」の各欄の分子の空欄には、当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度の月数を記載すること。

3　通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項の規定による更正の請求をする場合（次に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除く。）には、「基礎控除額　500万円×12/12×(1)/(3)　(4)」及び「基礎控除残額　(500万円×12/12−(3))×(5)/(7)（マイナスの場合は０）　(8)」の各欄には、法第25条第１項の規定による申告書に記載された別表一付表「１」、「３」、「５」及び「７」の金額により計算した金額を記載すること。この場合において、既に法第13条第７項の通算課税事業年度について次に掲げる場合のいずれかに該当して修正申告書の提出又は更正がされていたときは、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第２項に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき「加算前基準法人税額（別表一「１」）　(1)」、「計(1)+(2)　(3)」、「基準法人税加算額（別表一「２」）　(5)」及び「計(5)+(6)　(7)」の金額として計算される金額により、当該各欄の金額を計算すること。

⑴　「計(1)+(2)　(3)」及び「計(5)+(6)　(7)」の金額の合計額が500万円（当該通算法人に係る通算親法人の課税事業年度が１年に満たない場合には、500万円を12で除し、これに当該通算親法人の課税事業年度の月数を乗じて計算した金額）以下である場合

⑵　法人税法第64条の５第６項の規定の適用がある場合